



議会だより

道志村議会

第3号

《日本一の水源地の郷をめざす道志村》



室久保 (的様)

みなさまの声を議会に

TEL 0554-52-2111

FAX 0554-52-2572

E-mail gikai@vill.doshi.lg.jp

平成21年7月31日発行

発行人 道志村議会

編集 議会広報委員

議会のうごき

4月

- 9日 平成21年度南北都留郡町村議会正副議長連絡協議会定期総会(道志村)
- 17日 市町村長・市町村議会議長会議(甲府市)
- 22日 新過疎法の制定を求める山梨県総決起大会(甲府市)

5月

- 13日 町村議長会議(甲府市)
- 18日 リニア建設促進山梨県期成同盟会総会(甲府市)
- 19日～20日 第34回町村議会議長・副議長研修会(東京)
- 21日 議会臨時会(会期1日間)
- 26日 町村議会運営委員長会議(甲府市)
- 27日 町村自治功労者表彰式・町村議会議員研修会(甲府市)
- 29日 議会臨時会(会期1日間)
- 31日 横浜開港150周年記念式典(横浜市)

6月

- 4日 議会運営委員会
- 9日～12日 議会定例会(会期4日間)
- 18日 道志村観光協会総会(道志村)
- 29日 議員公務災害組合議会(甲府市)
- 30日 鳴沢村議会正副議長来村(道志村)

7月

- 1日 町村議会運営委員長会議(甲府市)
- 2日～3日 町村議会議長行政視察(埼玉県ときがわ町)
- 5日 村制施行120周年記念式典(道志村)
- 28日 町村議会議長会議(甲府市)
- 29日～30日 議会運営委員長視察研修

◎平成二十一年第四回臨時会

(審議結果：全て原案可決・承認・同意)

●専決処分^①の報告について(道志村税条例の一部を改正する条例)

国の法律の改正に伴い、村の税条例について個人住民税及び固定資産税の課税に関する改正です。

●専決処分^②の報告について(平成二十年度道志村一般会計補正予算(第七回))

三月議会定例会後において、歳入の増(特別交付税等)により、基金繰入金との調整を行い、歳出は定額給付金事業の一部を翌年度に繰り越す手続を行った補正予算です。

●専決処分^③の報告について(平成二十年度道志村国民健康保険特別会計補正予算(第五回))

医療費は二ヶ月遅れの請求のため、三月議会定例会では見込みができなかった部分があり、予算不足になるため医療費の追加を行った補正予算です。

●専決処分^④の報告について(平成二十年度道志村観光施設等事業特別会計補正予算(第四回))

当初の歳入見込み額が不足するため、年度末の会計処理により正確な会計処理を行うことが必要であるための補正予算です。

●専決処分^⑤の報告について(平成二十年度道志村後期高齢者医療特別会計補正予算(第二回))

三月議会定例会後に支払う予定の医療費につ

いて予算不足となるため、医療給付費負担金を追加する補正予算です。

- 平成二十一年度道志村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第一回)

総合診療所の建設について、当初の設計に対し、感染症対策として医科・歯科の入口を別々にする等の設計変更により、建設費を追加する補正予算です。

- 道志村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

任期満了により、杉本幸治氏の選任に同意したものです。

◎平成二十一年第五回臨時会

(審議結果：全て原案可決)

- 道志村職員給与条例の一部を改正する条例

平成二十一年六月期の期末・勤勉手当を合わせて支給月数を暫定的に〇・二ヶ月引き下げる改正です。

- 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

平成二十一年六月期の期末手当の支給月数を暫定的に〇・二ヶ月引き下げる改正です。

- 道志村教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

平成二十一年六月期の期末手当の支給月数を

暫定的に〇・二ヶ月引き下げる改正です。

- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

平成二十一年六月期の期末手当の支給月数を暫定的に〇・二ヶ月引き下げる改正です。

◎平成二十一年第六回定例会

(審議結果：全て原案可決・採択)

- 平成二十年度道志村一般会計繰越明許費繰越計算書

平成二十一年度に繰越された事業の繰越金の財源内訳等が、自治法施行令の規定により議会に報告されたものです。

- 平成二十年度道志村国民健康保険診療所特別会計繰越明許費繰越計算書

平成二十一年度に繰越された事業の繰越金の財源内訳等が、自治法施行令の規定により議会に報告されたものです。

- 平成二十年度道志村簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

平成二十一年度に繰越された事業の繰越金の財源内訳等が、自治法施行令の規定により議会に報告されたものです。

- 平成二十年度道志村後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書

平成二十一年度に繰越された事業の繰越金の財源内訳等が、自治法施行令の規定により議会

に報告されたものです。

- 道志村情報通信施設の設置及び管理に関する条例

各家庭に整備している、情報通信関係の光ケーブル・告知端末機等に関する機器類の設置及び管理に係る条例です

- 道志村過疎地域自立促進計画の変更について

高齢者福祉センターの改修事業を実施するため「道志村過疎地域自立促進計画」の事業項目に追加する計画変更です。

- 平成二十一年度道志村一般会計補正予算(第一回)

地域活性化・経済危機対策臨時交付金一三三、一〇四千円を主な財源として、消防署道志出張所建替、農道の舗装工事、四里塚の整備、道の駅施設の外壁と屋根の改修工事、福祉センター改築、新診療所・福祉センターの駐車場整備、小中学校ICT環境の整備、村道の橋梁の耐震点検、地域担当制による諸経費などです。

- 平成二十一年度道志村簡易水道事業特別会計補正予算(第一回)

神地地区水道整備に係る中山間地域総合整備事業の県営事業への村の負担金及び給水工事に係る工事費の増額補正予算です。

- 平成二十一年度道志村老人医療費特別会計補正予算(第一回)

老人医療費は、後期高齢者医療に移行され既に事実上は終わっていますが、医療機関からの請

求に対して精算する行為が残っているので、その精算のための補正予算です。

● **工事請負契約の締結について**

議会の議決に付すべき契約（予定価格五千万円以上）である。まちづくり交付金事業の診療所整備工事であり、契約額は、一億一千百三十万円です。

● **人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件**

本年九月三十日で一名の委員の任期満了となるため、引続き同人を推薦するものです。

● **教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書**

請願事項

一 義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

二 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

三 きめ細かな教育を一層推進するために、少人数教育の実現を中心とする教職員定数の改善を図ること。

本請願について、全会一致で採択しました。

平成21年第6回定例会にて議決し、関係機関に送付した意見書

① 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書

【意見書の要旨】

- 義務教育の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。
- きめ細かな教育を一層推進するために、少人数教育の実現を中心とする教職員定数の改善を図ること。

【提出先】

文部科学大臣・財務大臣・総務大臣

② 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長に関する意見書

【意見書の要旨】

- 地震対策緊急整備事業計画の根拠である「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成21年度末で期限切れを迎えるためこの法律の延長について

【提出先】

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣・国土交通大臣・内閣府特命担当大臣・消防庁長官・林野庁長官

地域で活躍されている団体等の紹介 (道志村消防団)

●消防団活動について

日頃より消防団活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。消防団は、本業をしながら、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、地域の安全と安心を守るために幅広い活動をしています。消防団員は、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動、地震や風水害といった大規模災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防衛活動などに従事し、地域住民の生命や財産を守るために活躍しています。また、平常時においても、訓練のほか、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動などに従事し、地域における消防力・防災力の向上を目指しています。



本年度の消防団役員

右から水越会計・池谷団長
出羽副団長・山口副団長

消防活動をする組織は消防団のほかに消防活動を職業としている消防職員による消防本部・消防署があります。しかし、数名の職員だけで、災害に対応できるものではありません。林野火災や集中豪雨、大地震などの大災害においては、阪神淡路大震災の実例でもわかるように、災害時に地域の中で情報寸断の中でも、きめ細かい防災活動を展開することが絶対に必要です。非常時にこれらの仕事を担うのが消防団員です。



防火防犯パトロール出発式

●火災警報器設置について

昨年より消防団として力を入れております。

「住宅用火災警報器」は平成二十三年六月までの設置が義務付けられておりません。火災による犠牲者をなくすために大変有効な手段ですので、まだ設置していない方は早急に設置してください。また、取り付けができない方は、近所の消防団員に相談してください。



火災警報器設置の呼びかけ

また、近年は、女性の消防団への参加も増加しており、一人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて活躍しています。道志村においても今後導入しなければならぬ問題と考えています。

OBを対象に、「機能別団員」として活動できる方も募集していますので、ぜひ応募してください。

これからも、防災訓練、操法大会、ロードレース警備、山林火災防衛訓練、ポンプ操法、防火防犯診断その他訓練、行事が沢山あります。これからも消防団活動に一層のご協力をお願いいたします。



山林火災防衛訓練の様子

【消防団では、団員を随時募集していますので ご協力をお願いします。】

議 会 の 思 い

国の補正予算
成立により、経済
危機対策等とし
ての予算が村に
交付されます。こ
の財源を村の経
済対策等として、
どのような事業
が適しているか
十分に検討し、住
民の皆さんのた
めに最善の使い
道を考えます。
新診療所建設
の起工式が行わ
れ、十一月には完
成予定です。医
科・歯科診療所
の一体化が図ら
れたことで患者
さんの利用しやす
い診療所とな
ります。

クイズチャレンジ 「どうし」 内に○か×でお答え下さい。

- 1 道志村の長さは「7.5里」と言われている。
- 2 道志村の村花は「山つつじ」である。
- 3 月夜野と長又の標高差は650m以上である。

※ 応募締め切り8月30日までに、役場議会事務局（郵送・Fax・Eメール）までお願いします。

※ 正解者には抽選（10名）で豪華賞品が当たります。

※ 前回の応募者は5名でした。発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

あなたの声を議会に
(書き込み欄)

住所 道志村 番地 氏名 _____

編 集 後 記

7月21日の衆議院解散に伴い今、日本は大きく変動しようとしていると思われます。政権を司る政党の選択、そして衆議員議員の選択、などこれからの日本の歩む道を左右する、大切な選挙になるからです。政党によるマニフェストなど十分に検討する中で今回の選挙に臨んで頂き、住よい国になるようにしましょう。今この国に必要なのは、地方の活性化、地方の元気だと思います。(9月中旬に定例議会を予定しています、傍聴を期待しています。)